

神奈川県環境影響評価制度の今後の  
あり方についての答申素案

平成24年5月

神奈川県環境影響評価審査会

## 目 次

1 検討の経過	1
2 個別課題の検討結果	3
(1) 国の制度改正に伴う課題	3
ア 実施計画書に係る説明会の開催について	3
イ 実施計画書前の新たな手続について	3
(2) 本県独自の課題	4
ア 対象事業等について	
(ア) スマートインターチェンジについて	4
(イ) 鉄道、軌道の建設における地下移設、高架移設等について	4
(ウ) 発電施設について	4
(エ) 風力発電施設について	5
(オ) 水力発電施設について	6
(カ) 研究所について	6
イ 県条例と市町村条例との関係について	7
ウ その他	
(ア) 対象事業を新たな実施とみなす場合について	7
(イ) 事業内容に変更があった場合等の環境影響評価審査会の関与について	7
(ウ) 周知範囲等について	8

## 1 検討の経過

環境影響評価法<sup>※1</sup>（平成9年法律第81号。以下「法」という。）は、平成22年2月の中央環境審議会の答申を踏まえ、同年3月19日、第174回通常国会に改正法律案が提出され、平成23年4月22日、第177回通常国会において可決、成立した。

一方、神奈川県環境影響評価条例<sup>※1</sup>（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）は、昭和55年に制定され、昭和56年に施行されて以来、社会経済情勢の変化に対応するため、また、より効果的かつ効率的な制度とするため、これまで、手続、対象事業、評価項目等の見直しを適宜行ってきた。

このたびの改正法の施行に伴い、法対象事業と条例対象事業<sup>※2</sup>との整合を図る必要があること、また、前回の大規模な見直しから10年以上が経過していることなどから、条例の見直しを検討する必要性が生じた。

こうしたことから、平成22年5月17日、知事から神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に対し、「神奈川県環境影響評価制度の今後のあり方について」諮問された。

審査会においては、同年5月17日から8月23日までの間、4回の審議を経て、改正法に盛り込まれた、一の政令市に環境影響が収まる場合の知事意見の取扱いや、情報化の進展を踏まえた条例対象事業における図書の電子縦覧の実施について、知事に第1次答申を提出し、平成23年12月に条例が改正された。

さらに、審査会では、上記以外の国の制度改正への対応や、社会情勢の変化を踏まえ、環境影響評価制度の今後のあり方について検討を進めるため、平成22年8月23日に開催された審査会において、「神奈川県環境影響評価制度のあり方検討専門部会」（以下「専門部会」という。）を設置した。

専門部会では、対象事業の規模要件の見直しなど7項目の課題について、平成23年6月24日に第1回の報告を、法に規定された新たな手続の条例対象事業への導入など6項目の課題については、平成24年3月21日に第2回の報告を、審査会に対してそれぞれ行った。

審査会では、それらの報告を審議し、審査会意見としてとりまとめ、パブリックコメントを行ったのち、再度審議を行い、知事に答申する予定である。

### ※1 環境影響評価法と神奈川県環境影響評価条例

環境アセスメント（環境影響評価）とは、一定規模以上の開発事業を行う場合、それが周辺環境に及ぼす影響について、事業者が自ら事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民、事業者、行政が意見を出し合い、事業計画を環境保全上の見地からより良いものにしていくとする制度です。

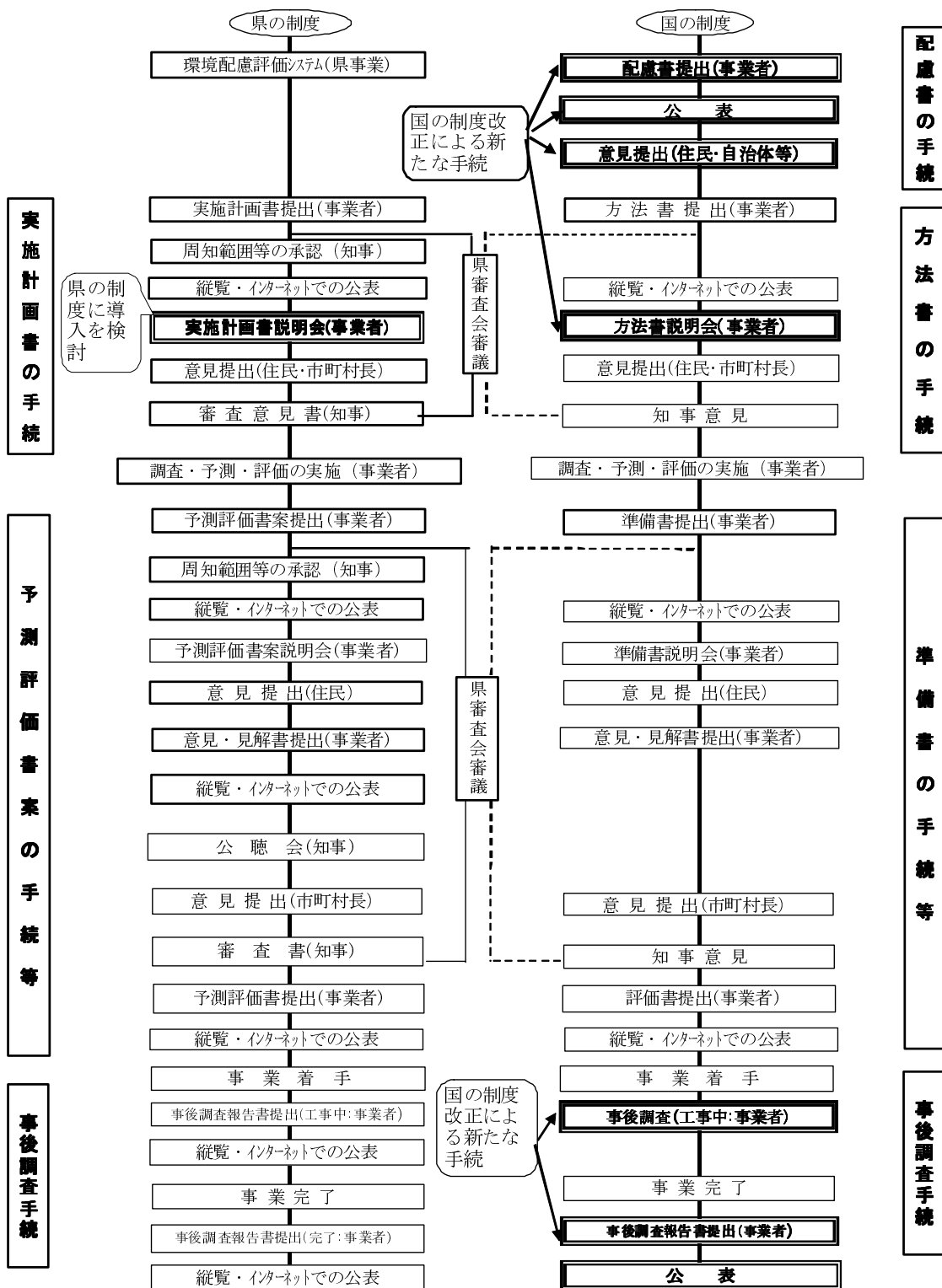
環境影響評価法と神奈川県環境影響評価条例は、この環境アセスメントの手続を定めているもので、基本的な部分は共通していますが、対象事業に違いがあります。

### ※2 法対象事業と条例対象事業

法対象事業は、国の補助金、交付金や許認可等を受けて実施する大規模な事業で、政令により種類と規模が定められています。

一方、条例対象事業は、法対象事業にはない種類の事業や法対象事業より規模の小さな事業も対象としており、規則により種類と規模が定められています。

環境影響評価手続の主な手続フロー(参考)



※県の手続の詳細については、ホームページをご覧ください。  
 県条例(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f247/>)  
 環境配慮評価システム(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4164/>)

## 2 個別課題の検討結果

### (1) 国の制度改正に伴う課題

#### ア 実施計画書に係る説明会の開催について

(課題)

今回の国の制度改正により、法対象事業における環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の目的についての理解を深め、方法書段階でのコミュニケーションを充実させることを目的に、方法書の記載内容の周知のための説明会（方法書説明会）の開催が事業者に義務化された。

(審査会意見)

条例対象事業においても、より早い時期から、地域住民と直接的なコミュニケーションを行うことは、その後の手続や事業の円滑な推進を図る上で重要である。

また、環境影響予測評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）は、専門的な内容が多いことから、住民にわかりやすく情報を提供するため、説明会の開催等を事業者に義務づけることを検討する必要がある。

さらに、事業者からの説明が一方的にならないよう、説明会の運営方法について、検討する必要がある。

#### イ 実施計画書前の新たな手続について

(課題)

今回の国の制度改正により、法対象事業のうち、第一種事業（規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業）を行う事業者に対し、次の手続が義務化された。

- ・ 計画立案段階において、原則として複数の案について、環境の保全のために配慮すべき事項（計画段階配慮事項）を検討し、その検討結果を記載した配慮書を作成
- ・ 主務大臣への配慮書の送付、公表
- ・ 配慮書の案又は配慮書について、関係する行政機関及び一般国民の環境の保全上の見地からの意見を求めることに努めること

なお、第二種事業（第一種事業に準ずる規模の事業）を行う事業者については、上記の手続を行うことができることとされた。

(審査会意見)

県事業にあつては、条例対象規模未満の事業も含め計画立案段階における環境配慮を行う仕組み<sup>※3</sup>を要綱で定め、平成14年度から実施している。

こうした要綱や条例により、神奈川県環境アセスメント制度においては、一定の成果が出ていることから、条例において新たな手続を導入することについては、法改正の実施効果等を検証しつつ、今後も検討を続けることが適当である。

なお、今回の見直しにおいては、実施計画書以降の図書に計画立案段階での検討経緯等を記載することを検討する必要がある。

### ※3 環境配慮の仕組み

県が実施する事業について骨格が固まる前の計画立案段階（条例での実施計画書前の段階）で、環境配慮とその評価の手続を行うための仕組みとして、「環境配慮評価システム実施要綱」を設けています。

## (2) 本県独自の課題

### ア 対象事業等について

#### (ア) スマートインターチェンジについて

(課題)

スマートインターチェンジ※4は全国的にも導入が進み、神奈川県においても、(仮称)綾瀬インターチェンジの建設に向け、環境影響評価手続が進められている。

現行制度では、接続道路が自動車専用道路に指定される場合は、規模に関わらず全ての事業が対象となるが、スマートインターチェンジの中には、サービスエリア直結型など、接続道路が極めて短い場合もある。

### ※4 スマートインターチェンジ

サービスエリア、パーキングエリア及びバスストップ等から、乗り降りができるように設置されるETC車専用のインターチェンジです。

(審査会意見)

スマートインターチェンジや自動車専用道路を全て条例対象とすることは、その環境影響の大きさに比べ、事業者には過大な負担を課すことになる場合もあるため、環境影響の小さい事業は対象事業から除外することを検討する必要がある。その場合には、一般道路等の規模要件も踏まえ、形式、周辺への環境影響などを十分考慮すべきである。

#### (イ) 鉄道、軌道の建設における地下移設、高架移設等について

(課題)

鉄道の新設と増設は対象事業となるが、地下移設、高架移設等は対象事業とならない。

(審査会意見)

地下移設の場合には地下水、地盤沈下や廃棄物・発生土など、高架移設の場合には景観や日照阻害などによる環境影響の増大が考えられ、さらに既存工作物の除去による環境影響が付加される。

こうしたことから、新設及び増設に加え、同規模の地下移設、高架移設等についても対象事業とすることを検討する必要がある。

#### (ウ) 発電施設について

(課題)

発電施設の建設は、一般電気事業又は卸電気事業（以下「一般電気事業等」という。）の用に供する場合と、特定電気事業、特定規模電気事業又は卸供給（以下「特定電気事業等」という。）の用に供する場合の2つの事業種類に区

分され、規模要件の基準が異なっている。

(審査会意見)

発電施設の建設に係る環境影響は、事業種類による違いはないと考えられることから、現行の区分を統一することについて検討が必要である。現行の区分を統一する場合は、他自治体における規模要件や、それぞれの発電事業の実態を把握して規模要件を検討する必要がある。

## (イ) 風力発電施設について

(課題)

今回の国の制度改正により、風力発電施設が対象事業に追加された。

風力発電施設は、法対象事業の規模に満たない施設について環境に大きな影響を与える可能性がある。

また、現行制度における発電施設の対象要件は、「電気事業法に規定された事業の用に供するもの」としている。新規の電気事業者の参入が今後進む中、風力発電施設は安定した発電量が確保されにくいことから、電気事業法に規定された事業とならない場合も想定される。

設置場所	定格出力 (kW)	台数	ハブ高さ (m)※1	ロータ直径 (m) ※2	風車形式
三浦市 (三浦カントリーパーク)	400	2	35	31	プロペラ式
横浜市 (三菱「風車の見える丘公園」)	2,400	1	70	89.4	プロペラ式
横浜市 (ハマウイング)	1,980	1	78	80	プロペラ式
川崎市 (JX日鉱日石エネルギー)	1,990	1	80	86	プロペラ式

※1 ハブ高さ：風車ロータ中心の地上高さ。  
※2 ロータ：風からエネルギーを吸収するために回転する部分。  
諸元が、ブレード長で示されているものは、その2倍とした。

(審査会意見)

本県においては、風力発電に適した風況の地域のほとんどが山地や海岸部であることから、事業の実施に伴い、景観や希少な生物等への影響が懸念されるため、対象事業とするよう検討する必要がある。

国の制度改正により、対象事業の規模要件は第一種事業で出力が1万キロワット以上とされ、また、他自治体の制度における風力発電施設の規模要件は風車一基程度の1,500キロワット以上から、数万キロワット以上まで様々である。神奈川県において風力発電施設を対象事業とする場合は、法対象事業における規模要件、風力発電施設の設置に伴う環境影響要因、他自治体における状況を勘案して、規模要件を検討する必要がある。

また、小規模な風力発電施設が対象事業とならないよう、甲地域・乙地域<sup>※5</sup>についても、一定の規模要件を設定するよう検討する必要がある。

なお、風力発電施設を対象事業とする場合は、電気事業法に規定された事業に限定しないよう検討する必要がある。

#### ※5 甲地域・乙地域

条例では、地域特性に応じて、県の区域を3つの地域に区分し、その地域区分ごとに対象となる規模を定めています。

具体的には、国立公園の特別地区など環境面の配慮が最も強く求められている「甲地域」、特別地区以外の国立公園の区域などの「乙地域」、「甲地域」及び「乙地域」以外の「その他地域」となっています。

### (イ) 水力発電施設について

(課題)

水力発電施設は、地球温暖化防止の観点等から、条例の制定時には想定されていなかった小規模で簡易な施設の建設が増えてきているが、甲地域・乙地域においては全事業(一般電気事業等及び特定電気事業等の用に供するものに限る。)が対象事業となっている。しかし、その規模や形態には様々なものがあり、想定される環境影響も大きな違いがある。

(審査会意見)

水力発電施設を全て条例対象とすることは、その環境影響の大きさに比べ、事業者に過大な負担を課すことになる場合もあるため、環境影響の小さい事業は対象事業から除外することを検討する必要がある。その場合には、発電出力に加え、取水方式や土地の改変などによる周辺への環境影響を十分考慮して規模要件を検討する必要がある。

### (ロ) 研究所について

(課題)

研究所の建設は、科学技術に関する研究、試験又は検査を行う施設(自然科学研究所)を対象とし、敷地面積を規模要件としている。

自然科学研究所では、一般的に、使用量は少ない場合が多いものの多種多様な薬品等化学物質が使用されており、化学物質の使用に伴う環境影響が想定されることから、そのような物質を取り扱う研究所を対象事業としている。一方で、近年の科学技術の進展に伴い、様々な形態の研究所が出てきており、自然科学研究所であっても、コンピュータのみを使用し化学物質を使用しないなど、必ずしも環境に著しい影響を及ぼさない研究所も想定される。

(審査会意見)

当該研究所の研究内容を踏まえ、環境に著しい影響を及ぼす研究所として、どのようなものが想定されるか、今後の動向を注視する必要がある。



## イ 県条例と市町村条例の関係について

(課題)

市町村が制定する環境影響評価条例の内容が、県条例の内容に則し、かつ同等以上の効果が期待できると認めるときは、県条例の適用を除外しているが、適用除外は市町村の区域ではなく、対象事業について行うため、当該市町村条例の対象とならない事業であっても、県条例が適用される場合がある。

### 具体的な事例

平成23年8月に横浜市では、地域を特定し、高層建築物の規模要件を緩和したため、市条例の対象とならない高層建築物(高さ100メートル以上180メートル未満)が県条例の適用を受けることとなります。

(審査会意見)

対象事業の種類や規模要件は、実施される地域の環境特性等を総合的に考慮して定めることが望ましく、地方分権の観点からも、同等条例として認定された市町村の区域の事業については、全て県条例を適用しないとすることが適当である。また、今後条例を制定する市町村については、必要に応じて知事が助言を行うことができるよう検討する必要がある。

## ウ その他

### (ア) 対象事業を新たな実施とみなす場合について

(課題)

予測評価書の公告後5年を経過した後に着手する場合及び5年間を超えて中断した後再開する場合は、原則として新たな事業とみなし、再度アセスメントを行うこととされている。ただし、環境保全上の見地から必要がないと知事が認めるときは、全部又は一部の手続を免除することができる規定となっている。

こうした規定に対し、事業者は新たなアセスメントを課せられることをおそれ、5年を経過する前に計画変更を行い、小規模工事を行う事例がある。

(審査会意見)

条例の趣旨を事業者に丁寧に説明し、適切に運用することで対応すべきである。

### (イ) 事業内容に変更があった場合等の環境影響評価審査会の関与について

(課題)

知事が次の事項の判断を行う場合は、審査会が関与していない。

- ・ 事業内容の変更が軽微な場合その他の場合などで環境保全上の見地から手続の再実施の必要がないと認めること。
- ・ 5年未着手等の事業について環境保全上の見地から手続の再実施の必要がないと認めること。
- ・ 法対象事業について、告示から5年経過後に着手するときに、事業者が法手続の再実施を求めると。
- ・ 事後調査の結果、環境保全上の見地から是正が必要と認めること。

上記の場合の判断に当たっては、専門的な見地から審査会の関与が必要な場合も考えられる。

(審査会意見)

必要に応じて知事が審査会の意見を聴くことができるよう検討する必要がある。

## **(ウ) 周知範囲等について**

(課題)

神奈川県は、事業者が実施計画書や予測評価書案を周知するにあたり、知事が定めた基準に基づき設定した周知範囲及び周知方法について、関係市町村長の意見を求めた上で承認するという、法や他自治体の条例にはない独自性を有している。これに対し、事業者からは、周知範囲が広すぎる、あるいは県が承認するための処理期間を要することから、全体の処理期間が長期化するという意見がある一方、関係地域の住民からは事業計画の内容の周知が十分でないとの意見がある。

(審査会意見)

知事が定める周知の範囲の基準は、対象事業の特性に応じて環境影響が及ぶ地域の範囲を考慮して設定されている。

また、周知範囲や周知方法等について、地元の市町村長の意見を踏まえて、知事が承認する制度は、事業者にとっても、地域住民とのより良好なコミュニケーションを図るうえで効果的な仕組みである。

こうした現行制度の特長を考慮すると、1ヶ月程度の処理期間を要することはやむを得ないものと考えられる。現行基準による周知範囲や承認制度は現状では妥当な制度と考えられる。

### **(参考) 今後のスケジュール (案)**

平成24年5月上旬～6月上旬 審査会答申素案に対する意見募集

平成24年6月 審査会から知事に答申

(審査会の答申を受け、県として条例改正を検討)

平成25年2月 条例改正案を県議会に提案

